

Webタリフ品名欄における記載の補足事項

マークの種類	マークの意味
Ⓐのマーク	<p>それらの物品の全部又は一部が民間航空機貿易に関する協定の対象産品であることを示します。</p> <p>同協定の対象産品が民間航空機又は航空用地上訓練装置の製造、修繕、整備、再組立て、改修又は改造の過程で使用されるものであって機体又は装置の一部を構成することとなるものである場合には、免税待遇が与えられます。</p>
㊦のマーク	<p>それらの物品の全部又は一部が情報技術製品の貿易の拡大に関する宣言の対象産品であることを示します。同宣言の関税撤廃対象となるIT関連製品である場合には、免税待遇が与えられます。</p>
㊧のマーク	<p>関税暫定措置法第7条の6（生きている豚及び豚肉等に係る関税の緊急措置）の対象物品であることを示しています。</p>
㊨のマーク	<p>関税暫定措置法第7条の3（輸入数量が輸入基準数量を超えた場合の特別緊急関税）の対象物品であることを示しています。</p>
㊩のマーク	<p>関税暫定措置法第7条の4（課税価格が発動基準価格を下回った場合の特別緊急関税）の対象物品であることを示しています。</p>
①のマーク	<p>WTO協定において無税の税率が適用される世界保健機関の「国際一般名称」（INN）を有する医薬の有効成分等が分類される号であることを示します。</p>